ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表＜令和８年度版＞

有床診療所の場合

これまでのベースアップ評価料の届出	入院ベースアップ評価料　と 外来・在宅ベースアップ評価料（II）のいずれを選ぶか	R8.６から算定するベースアップ評価料	届出に必要な様式

有床診療所では、入院ベースアップ評価料と外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)を選択できます。
多くの有床診療所では入院ベースアップ評価料の方が算定できる総点数が高くなりますが、入院患者が極めて少ない場合、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)のほうが総点数が高くなることがあります。

R8.3月以前から**ベア評価料を算定している**

- 入院ベースアップ評価料を選択 → 外来･在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注５と入院ベースアップ評価料 → 様式95･97･98
- 外来・在宅ベースアップ評価料（II） を選択 → 外来･在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注５と外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の注５ → 様式95･96

※入院ベースアップ評価料又は外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）のいずれかを算定していた場合をいいます。
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを算定していた場合は、「算定していない」の選択肢に進んでください。

R8.4又は5月からベア評価料を算定開始

R8.6月以降に算定開始(これまでベア評価料を算定していない)

入院料には令和6年度改定によるベースアップ評価料が含まれているため、令和８年３月までにベースアップ評価料を算定していなかった医療機関は、入院料の一部が減算されます。

- 下記以外
  - 入院ベースアップ評価料を選択 → 外来･在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)と入院ベースアップ評価料（入院料減算対象） → 様式95･97
  - 外来・在宅ベースアップ評価料（II） を選択 → 外来･在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)と外来･在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)（入院料減算対象） → 様式95･96
- R6年度～R8年度の賃上げ実績(計5.5%、事務職員は8%相当)を示せる
  - 入院ベースアップ評価料を選択 → 外来･在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注５と入院ベースアップ評価料 → 様式95･97･98
  - 外来・在宅ベースアップ評価料（II） を選択 → 外来･在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注５と外来･在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の注５ → 様式95･96･98